

自筆遺言証書の法務局 保管制度を活用しましょう

2024年6月16日(日) 10:00~12:00

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 横浜教室

横浜
駅近5分

(横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階)

JR横浜駅西口 徒歩5分 info@fp-kanagawa.com

元気でないと遺言書は書けません。残された家族が円満な家族関係を維持するために元気なうちに自筆遺言証書を作成しましょう。

また、自筆遺言証書を法務局保管すると多くの心配がなくなります。

1. 遺言書が発見されない。
2. 遺言書の保管を自分でやらなければならない。
3. 相続人は家庭裁判所で検認を受けなければならない。

このような問題が法務局保管すると解消されます。万が一の場合には、相続人に遺言書が法務局に保管されていることを通知するサービスも付帯されています。法務局保管料は1通3,900円『保管期間に関係しない』で安心して老後の生活を楽しむためにこの優れた制度を活用しましょう。

自筆遺言証書の法務局保管制度を活用しましょう。

講師：田邊 勝彦

ワンコイン（500円）セミナー

予約先着15名

主 催：

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合
神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合は中小企業等協同組合法を根拠法とする事業協同組合です。内部の組合員と経済行為を行うだけで外部の第三者と取引を行わない非営利の団体です。非営利団体という意味では、特定非営利活動(NPO)法人と類似の団体です！(生産協同組合としての企業組合に営利性があるので中協法には一般的に非営利を謳えないだけで、利用協同組合としての事業は、歴とした非営利団体です。中協5条1項4号で出資配当をするときは出資配当の上限が制限されています。)



〈お申込み・お問合せは裏面へ〉

“セミナー” お申込み方法

自筆遺言証書の法務局保管制度を活用しましょう。講師：田邊勝彦

開催日：2024年6月16日（日）

開催時間：10:00 ～ 12:00

会場：神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 横浜教室
（横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階）

お申込みは以下の3つの方法からお選び下さい

電話の場合

045-315-0121

（電話受付時間 9時～17時、土日祝日を除く）

ホームページから

<http://www.fp-kanagawa.com/> にアクセス

QRコードの場合

申込締切

6月13日（木）



スマホからの申込みの場合、
QRコードをお使い下さい。
「お申し込みはこちら」を
クリック

お問い合わせは

神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-21-8 第1安田ビル7階

TEL: 045-315-0121 FAX: 045-315-0122

URL: <http://www.fp-kanagawa.com>

E-Mail: info@fp-kanagawa.com